

平成22年3月3日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（健康増進事業及び介護予防事業の委託）がありました。

このことについて、いなべ市監査委員（羽場 恭博、小林 俊彦）が平成22年4月30日付で監査結果を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

第1 住民監査請求（以下「監査請求」という。）の受付

1 請求人

住 所 いなべ市在住
氏 名 羽木 英樹

2 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の提出日

平成 22 年 3 月 10 日（水）

3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 22 年 3 月 10 日付けで受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 22 年 3 月 30 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたところ、請求人は請求書の内容を補足する陳述を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

5 請求の内容

請求の趣旨及び措置請求等は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

① 平成 20 年度いなべ市事務事業評価のうち社団法人 元気クラブいなべ（以下「元気クラブ」という。）に事業委託している「健康増進事業と介護予防事業」の総合評価の基礎データは、いなべ市民以外の利用者数も参入されており、開催回数、参加者数は根拠がない。委託事業費約 8,090 万円という多大な税金を投入しているが、逆に医療費の増大など、いなべ市民の健康の維持、増進には寄与しているとは言い難く無駄な出費となっている。

大学を交えた分析評価も複数大学や市民を含めた第三者委員会において評価しなければ信憑性に欠けた評価報告となり市民満足は到底得られない。例年の総合評価 A は全く自作評価である。

実績報告書の支出雑費は多額で詳細は不明であり、用途外使用が有る等、市役所内での事業評価は経費の無駄使いと市民の信頼を得るもので無く、むしろ損なうものである。

② 500 名を超える「集会所コース事業」の利用者からの批判、陳情にも対応を怠っている。元気クラブは市民信頼の欠如結果として「いこい施設」の指定管理者契約を議会から否決された。このような団体に対して多額の事業委託契約を締結することは全く市民感覚欠如である。いなべ市監査委員は、委託事業調査報告書を精査、監査の上、事業委託費を元気クラブからいなべ市長に対し返還させること。

③ 平成 20 年度事業委託費は、競争原理を持たないままに随意契約し、市民に 1,000 万円もの損害を与えた。平成 22 年度はこのような契約の締結をしないように市長に指摘すること。本件事業委託者の日沖いなべ市長の責任は重大である。

(2) 措置請求の内容

- ① 事業評価を精査し、委託事業調査報告書によって残余分を返還させること。
 - ② 市民に最も関心が高い「健康づくり事業評価」は多くの市民の満足度を得られない。公正評価を期すため複数の大学関係者や市民代表者を加えた公正第三者委員会の評価を行うこと。
 - ③ いなべ市長は、委託事業者たる元気クラブに対して市民からの声「元気クラブを市民の元へ」との請願、陳情には慎重、迅速に対応させること。
- ## (3) 請求書に添付された事実を証する書面
- ① 健康増進事業委託契約書、実績報告書
 - ② いなべ市一般高齢者運動器機能向上事業委託契約書、実績報告書
 - ③ いなべ市「健康フェスティバル」事業委託契約書、変更契約書、実績報告書
 - ④ いなべ市平成 20 年度事務事業評価の介護予防にこやかコース事業及び健康増進事業部分の抜粋
 - ⑤ 元気に歩こう 4 2 1 事業委託契約書、実績報告書
 - ⑥ 「元気づくり体操」地区担当業務への職員の復帰について（お願い）
 - ⑦ 中日新聞記事
 - ⑧ インターネット員弁新聞記事

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨内容から、監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 元気クラブに事業委託している「健康増進事業と介護予防事業」が無駄な出費に当たるのか。
- (2) 平成 20 年度事業委託を元気クラブと随意契約により行ったことは、違法な契約で不当な支出に当たるのか。

2 監査対象部課室等

- (1) 関係部課室

福祉部 健康推進課
長寿介護課

- (2) 関係職員の事情聴取

平成 22 年 4 月 9 日、福祉部長、次長 3 名、健康推進課課長、長寿介護課課長及び同課課長補佐から事情聴取を行った。

- (3) 関係人調査

平成 22 年 4 月 9 日、元気クラブに対し関係人調査を行い、事務局長及び担当職員から説明を受けるとともに関係書類を確認し、事実関係について調査した。

3 事実関係の確認

- (1) 事業委託について

平成 20 年度において、市は市民の健康づくり活動への参加と高齢者の運動器機能の向上を図るために健康増進事業と介護予防にこやかコース事業の実施を元気クラブ

に委託し、元気クラブは次の事業を実施した。

① 健康増進事業

ア 健康増進事業

契約年月日 平成 20 年 4 月 1 日

契約方法 隨意契約

契約期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

委託料 39,998,455 円（当初契約額 41,290,000 円）

事業内容 運動、身体活動を通して市民の健康増進を図ることを目的として
参加者の年齢等運動能力に応じたメニューにより、準備運動、ス
トレッチ、筋肉トレーニング、ボール運動、整理体操を中心とした一連の運動をおこなう。各コースは、実施場所及び参加者によ
って区分している。元気づくり体験（楽しむコース、健康の駅コ
ース、リフレッシュコース）

開催回数・参加者数

コース名	開催回数(回)	参加延べ人数(人)	
		市 民	市民以外
楽しむコース(拠点)	219	3,318	131
〃 (自治会集会所)	18	1,338	—
健康の駅コース(リフレッシュタイム)	463	1,486	—
リフレッシュコース	11	581	—

イ 健康フェスティバル事業

契約年月日 平成 20 年 8 月 20 日（変更契約年月日 平成 20 年 11 月 1 日）

契約方法 隨意契約

契約期間 平成 20 年 8 月 20 日から平成 20 年 12 月 31 日まで

事業実施年月日 平成 20 年 9 月 28 日

委託料 2,660,897 円（当初契約額 3,150,000 円）

事業内容 市民の健康意識の向上と啓発を目的として、阿下喜温泉にて健康
チェック・ウォーキング・元気（運動）づくり紹介などのコーナー
を設置し、市民参加のイベントとして実施した。

参加者数 約 1,000 人（市外からの参加者は不明）

ウ 元気に歩こう 421 事業

契約年月日 平成 20 年 4 月 1 日

契約方法 隨意契約

契約期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで

事業実施年月日 平成 20 年 4 月 20 日

委託料 1,991,801 円（当初契約額 3,150,000 円）

事業内容 ウォーキングを通した健康増進の普及啓発を目的として、阿下喜
温泉を起終点とした 5 コースを設定し実施した。

参加者数 301 人（市民 204 人 市民以外 97 人）

② 介護予防にこやかコース事業

一般高齢者運動器機能向上事業

契約年月日 平成 20 年 4 月 1 日

契約方法 隨意契約

契約期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

委託料 39,426,977 円（当初契約額 40,371,000 円）

事業内容 高齢者の自立生活を継続することを目的とし、拠点施設において運動器の機能向上を図るためにウォーキング、ストレッチ運動、マッサージ等のプログラムを実施したり、地域の公民館等において実施可能な運動器の機能向上プログラム等を実施することにより、一般高齢者へ介護予防の普及啓発を図る。

開催回数・参加者数

コース名	開催回数(回)	参加延べ人数(人)	
		市 民	市民以外
にこやか集会所コース	1,123	10,413	—
健康の駅コース	256	2,362	—
元気リーダーコース	146	1,667	—

(2) いなべ市事務事業評価について

いなべ市事務事業評価は、実施計画、予算執行でなされた成果を行政評価するもので、平成 20 年度事業から導入している。評価の方法は、1 つの数値目標を設定し、成果の達成度の視点から評価する「有効性評価」と、経費の視点から評価する「効率性評価」によりチェックを行い課題や改善策を提示し、事業の総合評価と今後の方向性を確認しようとするもので、評価は担当課長が行う。「介護予防にこやかコース事業」及び「健康増進事業」についても評価がなされているが、両事業ともに有効性評価の成果指標を事業参加者数とし、効率性評価の活動指標を、介護予防にこやかコース事業にあっては事業参加者数、健康増進事業にあっては事業開催回数としている。平成 20 年度事業の実績数値による評価は、両事業とも改善評点が 16 以上で、総合評価ランクは A となっている。

(3) 健康増進事業及び介護予防事業の開催回数、参加者数(市民、市民以外)について
各事業の開催回数及び参加者数は、事業受託者である元気クラブにおいて、次の方により計数されたものが市へ報告されている。

① 健康増進事業	元気づくり体験事業	参加者受付簿
	元気に歩こう 4 2 1 事業	参加者受付簿
	健康フェスティバル事業	主催者推計
② 介護予防事業	元気づくり体験事業	参加者受付簿

(4) 大学を交えた分析評価について

大学を交えた分析と研究とは、日本大学文理学部スポーツ社会学教授 水上博司氏の「研究紀要」第 74 号平成 19 年 9 月発行、地域スポーツクラブ会員の運動頻度の増加からみた医療経済効果－三重県いなべ市の「元気づくり体験事業」の効果から－のことである。

この研究は、地域密着型のスポーツクラブに所属することを期待して、スポーツ環境が実際に会員の運動頻度をどの程度増大させることができ、それによりどの程度の医療費の増大抑制効果があるのかを元気クラブ会員、元気づくり体験コース参加者及び一般市民を通して検証したもので、地方自治体と住民が協働設立した地域スポーツクラブの存在が、医療費の増大抑制からみても今後の地域福祉や健康政策を考えていく上で欠かせない存在であることが示唆されている。

(5) 実績報告書における支出雑費について

委託事業実績報告書に使途説明がない支出雑費の詳細は、次のとおりであった。

① 健康増進事業

区分	金額(円)
自動車ガソリン代	198,918
自動車損害保険料	236,970
税理士委託料	335,475
計	771,363

② 一般高齢者運動器機能向上事業

区分	金額(円)
参加者傷害保険料	1,457,479
自動車ガソリン代	763,365
税理士委託料	335,475
ヘルスケアリーダー研修負担金	65,000
車両E T C取付け費	18,000
計	2,639,319

(6) 集会所コース参加者からの批判、陳情について

平成21年11月30日付けで元気クラブ運営委員・有志一同から会長あて提出された「「元気づくり体操」地区担当業務への職員の復帰について（お願い）」の文書で、嘆願書が添えられている。

(7) 指定管理者の指定についての議案否決について

平成21年3月の平成21年第1回市議会定例会に「ふじわら高齢者生活支援センターいこい」の指定管理者に元気クラブを指定しようとする議案が提出されたが、否決された。

(8) 事業委託の随意契約について

① 平成20年度事業は、上記のとおり元気クラブと随意契約により業務委託がなされており、随意契約の理由は、次のとおりであった。

ア 市内において実績があり、業務の企画及び運営ができる市内唯一の事業者である。

イ 免許保持者（保健師 1名、保健体育教諭 1名、養護教諭 1名、衛生管理者 1名）、資格取得者（ヘルスケアトレーナー 2名、ヘルスケアリーダー 5名、心理相談員 3名、産業保健指導者 1名、健康運動指導士 2名）を多く有している。

② 契約事務手続きは、すべての事業について入札指名審査会に諮られ審査を受けていた。

第3 監査の結果

1 結論

本件請求のうち、第1の5の(2)の③については、財務会計上の行為とは認められず、監査請求の用件を具備していないものとして却下し、その他請求については理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 監査委員の判断

(1) 請求人は、平成 20 年度に市が元気クラブに委託した「健康増進事業と介護予防事業」について、この事業に関する市の事務事業評価の基礎データは、いなべ市民以外の利用者も参入されており、開催回数、参加者数は根拠がなく、多大な税金を投入しているが、市民の健康の維持、増進に寄与しているとは言い難く無駄な出費となっている。大学を交えた分析評価も複数大学や市民を含めた第三者委員会において評価しなければ信憑性に欠け、事務事業評価の総合評価 A は自作評価である。また、実績報告書の支出雑費は多額で詳細は不明であり用途外使用がある等、市の事業評価は経費の無駄遣いであると主張する。

元気クラブは、第 2 の 3 の(1)のとおり委託事業を実施している。その開催回数、参加者数については、元気クラブから市に提出された実績報告書により報告され、その根拠資料として参加者自らの署名による「受付簿」が元気クラブに保管されている。市民以外の参加者については区分され、総合評価の基礎データには参入されておらず、その数値に何ら疑義を生じさせるものではなく、開催回数、参加者数に根拠がないという請求人の主張は当たらない。

健康増進事業と介護予防事業は、国の 21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21」や県の「健康づくり総合計画」及び「保健医療計画」において、身体活動や運動が健康に効果があるとして、健康づくりや介護予防に関する取り組み方針が示され、市もこの方針に沿って取り組んでいるものである。全国的にも多くの自治体において取り組まれていることから、健康の維持、増進効果は推認できるところである。この事業は即効性のあるものではなく継続的な実施により効果が表れるもので、無駄な出費であるとは言えない。

また、大学を交えた分析評価については、第 2 の 3 の(4)で述べたとおりである。地域スポーツクラブと医療費の増大抑制効果の関係が検証されている点で一定の評価ができるものである。複数大学や市民を含めた第三者委員会において評価しなければ信憑性に欠けた評価報告となるとの主張には、客観的根拠がない。いなべ市事務事業評価は、第 2 の 3 の(2)で述べたとおり、一定の手法・基準により評価を行った結果、「介護予防にこやかコース事業」及び「健康増進事業」の総合評価が A と判定されているものであるが、評価の目的は評点や総合評価にあるのではなく、事業の「問題点・課題」を認識し「具体的な改善」を含めた今後の方向性を明らかにすることであり、事業を継続的に行っていくうえで有効であると認められる。

実績報告書の支出雑費について、元気クラブ保管の支出関係書類を確認したところ第 2 の 3 の(5)のとおりであり、不適切な支出は認められなかった。

(2) 請求人は、500 名を超える「集会所コース事業」の利用者からの批判、陳情にも対応を怠っており、「いこい施設」の指定管理者契約を議会から否決された元気クラブに対して多額の事業委託契約を締結することは市民感覚欠如であると主張し、いなべ市監査委員は委託事業調査報告書を精査、監査の上、事業委託費を元気クラブからいなべ市に返還させることを求めている。

「集会所コース事業」の利用者からの批判、陳情（元気クラブ運営委員・有志一同から元気クラブ会長宛）は第 2 の 3 の(6)のとおりであるが、その対応については、元気クラブの裁量として決定されるべきものであり、本監査の及ぶところではない。

また、議会で「ふじわら高齢者生活支援センターいこい」の指定管理者として元気クラブを指定する議案が否決されたことと本件事業委託との間には何ら関連性はなく、個別の事項であり、返還を求めるまでの違法若しくは不当とするに足りる事

由は認められない。

- (3) 請求人は、事業委託を競争原理を持たないままに随意契約し、市民に1,000万円もの損害を与えたと主張する。

1,000万円の損害の根拠について具体的に摘示されていないが、確かに第2の3の(1)のとおり各委託事業が随意契約によりなされている。随意契約は、一般競争入札の例外的契約締結方式であり、地方自治法施行令第167条の2に規定する要件に該当することが要求されるが、第2の3の(8)で述べた理由は、当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で委託契約を随意契約の方法で締結することがその目的を達成する上で、より妥当であると判断されることから、法令に適合していると認められる。

(意見)

委託事業における実績報告書の決算書については、使途内訳が明確に分かるよう記載方法を改善するとともに、担当課においては実績報告書の内容確認を徹底し、市民に疑念をいだかれることのないよう事務の執行に努められたい。